

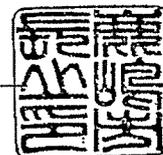


鹿嶋市告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画特別用途地区を変更したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月19日

鹿嶋市長 錦 織 孝



1. 都市計画の種類

特別用途地区

2. 位置及び区域

鹿嶋市大字泉川、国末、光、平井及び粟生の各一部

3. 都市計画の縦覧場所

鹿嶋市役所都市整備部都市計画課

住所：茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

電話：0299-82-2911（内線411・412）

鹿島臨海都市計画特別用途地区の変更（鹿嶋市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別業務地区	約 31ha	(制限の内容) 特別業務地区内における建築物の制限は、建築条例による。
大規模集客施設制限地区	約 134ha	(制限の内容) 大規模集客施設制限地区内における建築物の制限は、建築条例による。
合 計	約 165ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

市内の準工業地域について、10,000㎡超の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を定め、市全体として均衡のとれた都市構造と適正な土地利用を維持し、集約型都市構造の実現を図るものである。

計画書新旧対照表

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

(鹿嶋市)

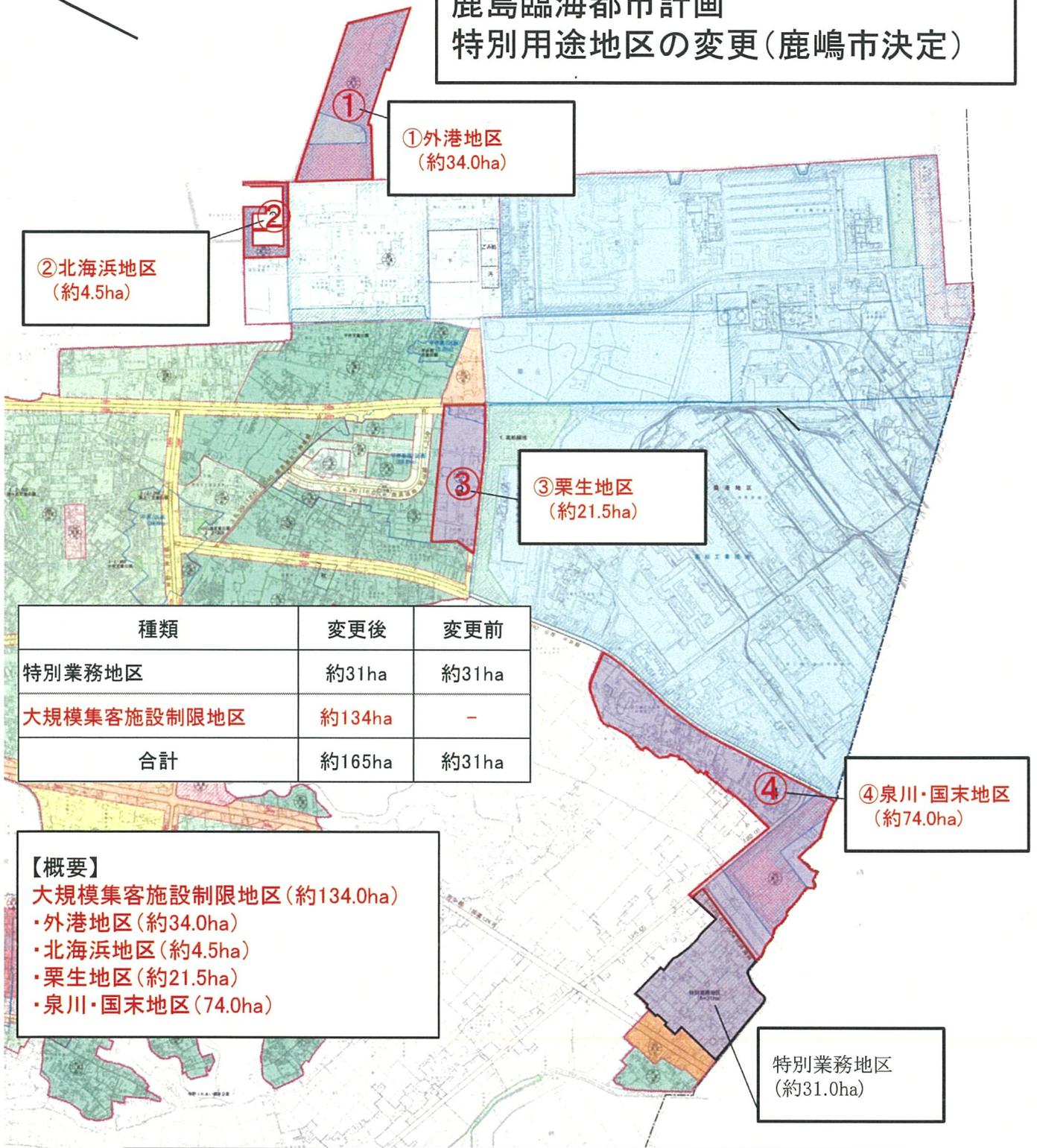
種 類	面 積	備 考
特別業務地区	約 31ha	(制限の内容) 社会文化施設・集客施設・風俗営業施設・公害型工場の規制
	約 31ha	(制限の内容) 特別業務地区内における建築物の制限は、建築条例による。
大規模集客施設制限地区	—	
	約 134ha	(制限の内容) 大規模集客施設制限地区内における建築物の制限は、建築条例による。
合 計	約 31ha	
	約 165ha	

上段：変更前

下段：変更後

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

鹿島臨海都市計画 特別用途地区の変更(鹿嶋市決定)



【変更理由】

市内の準工業地域全てについて、10,000㎡超の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を定め、市全体として均衡のとれた都市構造と適正な土地利用を維持し、集約型都市構造の実現を図るものである。